

## 令和3年度 介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
1	<p>令和3年3月31日「介護保険最新情報V0L958」厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）について、以下のとおり一部改正についての質問です。</p> <p>①居宅介護サービス計画書（1）の「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析」の欄に「課題分析結果」を記すとあります。この欄に介護支援専門員の課題分析結果を記す、記さない等の論議がありますが、課題分析が記されていない場合の指導はあるのか、あるいは台東区は記されていない場合でもよしとするのか、確認したい。</p> <p>②今後「介護保険最新情報V0L958」についての説明会等が予定されているのか確認したい。</p>	<p>①【居宅サービス計画記載要領】居宅サービス計画（1）⑬に「利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。その際、課題分析の結果として「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を踏まえ利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。」とあります。</p> <p>改正前の記載要領でも「利用者及び家族の生活に対する意向」の欄には、課題分析の結果を記載すると示されており、今回の改正では課題分析の結果の記載方法について、表現を整理、明確化されたのみとなっています。よって、当該欄に記載することについて区としての見解を示すかどうか検討中です。</p> <p>②事業所運営に関する説明会等の開催については、事業所の運営支援を担当する、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。ご質問があったということに関しましては、上記担当にお伝えいたします。</p>	<p>【居宅サービス計画記載要領】 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企発第29号）</p>
2	<p>居宅サービス計画の交付について ※訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置づけた場合は、主治の医師等に交付する。 とあるが、この場合は指示書を出した医師を指すのか。 主治医（かかりつけ医）とリハビリテーションの指示を出した医師が異なる場合があります。</p>	<p>【居宅介護支援等基準条例】第16条第22号に「医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合は、医療サービスの必要性について、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。」と、同第23号に「前号の場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービスを主治の医師等に交付しなければならない。」とあります。医療サービスを位置付けた場合は、意見照会した医師に対して居宅サービス計画を交付してください。</p>	<p>【居宅介護支援等基準条例】 東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日台東区条例第2号）</p>
3	<p>ターミナルケアマネージメント加算については、家人や本人の意向を踏まえ他のサービス事業所との連携で計画書を作成するが、居宅介護サービス計画書と別にターミナル記録用紙や同意書が必要なのでしょうか？</p>	<p>【老企第36号】第3の17にあるとおり、ターミナルケアマネージメントに係る支援経過として基準で定められた事項を居宅サービス計画等に記録していただく方法で差し支えありません。</p> <p>ターミナルケアマネージメントを受けることについて利用者又はその家族から同意を得ることについては、文書で同意を得ることについての規定がないため、居宅サービス計画等に同意を得たことの記録をしていただく方法で差し支えありません。</p>	<p>【老企第36号】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p>
4	<p>①3年ごとの法改正での改定事項の情報収取や制度を理解するまでに、時間がかかる事がある。 3月末までに情報が出そろわない時がある為、それに関しては、個別に区役所に確認して対応すると言う事でいいのでしょうか？</p> <p>②今後、BCPの研修などを行う予定はありますか？</p>	<p>①厚生労働省ホームページにある「介護報酬改定」、【介護報酬改定に関するQ&amp;A】、【介護保険最新情報】等の介護報酬に関する情報を確認したが、事業所運営に不明な点がある場合は、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。</p> <p>②事業所運営に関する研修等の開催については、事業所の運営支援を担当する、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。ご質問があったということに関しましては、上記担当にお伝えいたします。</p>	
5	<p>①契約書、重要事項が自筆の署名があれば印鑑は必要ないと伺ったが、割り印は必要でしょうか？</p> <p>②計画書作成日とサービス開始日、利用者の同意日は同じ日にしなければいけないか？</p> <p>③モニタリングは月の31日、計画作成日は月の1日（訪問看護師の計画報告書のように）した方がよいか？</p>	<p>①割印がなくても契約は有効のため、なくても差し支えありません。</p> <p>②【居宅介護支援等基準条例】第16条第10号に「居宅介護サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること」とあります。居宅サービス計画は利用者からの同意を以って確定となりますので、【居宅サービス計画記載要領】居宅サービス計画（1）右上の「作成年月日」と利用者同意日は同一日である必要があります。居宅サービス計画（1）内の「居宅サービス計画作成（変更）日」については、居宅介護サービス計画の原案を作成又は変更した日を記載します。</p> <p>サービス開始日（第2表「援助内容」の期間の始期）については、利用者同意日と同一日である必要はありませんが、利用者からの同意を得ずにサービスを開始することはできません（利用者同意日以後の日となります）のでご注意ください。</p> <p>③【居宅介護支援等基準条例】第16条第15号に「モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。」とあります。モニタリングは暦月中に1回以上実施する必要がありますが、特定日に実施する規定はありません。また、居宅サービス計画を特定日に作成する規定もありません。</p>	<p>【居宅介護支援等基準条例】 東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日台東区条例第2号）</p> <p>【居宅サービス計画記載要領】 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企発第29号）</p>

## 令和3年度 介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
6	<p>①「生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証」について。 居宅サービス等の合計単位数が区分支給限度基準額の7割以上、かつ、訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等の合計単位数の6割以上について質問です。これは生活援助の訪問回数は関係なく訪問介護の計画単位数と考えて良いのでしょうか。</p> <p>②「従業者の員数及び管理者」について。 利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を基準としているか、の部分についてお聞きしたいのですが、要支援者の委託を含めて39人という基準があると思いますが、極端な考えとしまして、要支援者が0で要介護者のみ39人を受けることは可能なのでしょうか。もしくは要介護者は35人までとの理解が必要でしょうか。</p>	<p>①【居宅介護支援等基準条例】第16条第21号にあるとおり、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等の合計単位数が区分支給限度基準額の7割以上、かつ、訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等の合計単位数の6割以上に該当し、区からの求めがあった場合は、理由の記載とともにケアプランを提出するものとなります。 同第20号の規定（居宅サービス計画に生活援助の訪問回数の位置付が多い場合は、利用の妥当性を検討、理由の記載とともにケアプランを提出する。）とは異なり、訪問介護の内容や回数による規定はありません。</p> <p>②【老企第36号】第3の7（1）に「基本単位の居宅介護支援費を区分するための算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。」とあり、要支援利用者の受託件数の下限についての規定はありません。 また、【平成21年4月改定関係Q&amp;A（Vol.1）】問58なお書きのとおり、介護報酬算定上の取り扱い、運営基準に規定する介護支援専門員1人当たりの標準担当件数35件の取扱いと異なるものであるため、標準担当件数が35件以上40件未満の場合において、ただちに運営基準違反となりません。 このため、ご質問の運営は可能と考えますが、指定介護予防支援事業者との委託契約を締結されている場合は、【介護予防支援等基準条例】の規定を遵守する必要がありますのでご注意願います。</p>	<p>【居宅介護支援等基準条例】 東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日台東区条例第2号）</p> <p>【老企第36号】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p> <p>【平成21年4月改定関係Q&amp;A（Vol.1）】 平成21年4月改定関係Q&amp;A（Vol.1）について（平成21年3月23日 介護保険最新情報VOL.69）</p> <p>【介護予防支援等基準条例】 東京都台東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年2月20日台東区条例第4号）</p>
7	<p>1、1、前6か月間に作成したケアプランにおける利用割合表について、毎回パーセンテージの数字変更や1位から3位までの事業者が変わった場合にも全利用者に交付して、説明しサインを頂くのでしょうか？</p>	<p>【老企第22号】第2の3の（2）にあるとおり、指定居宅介護支援の提供の開始時（契約時）に、直近の前期または後期の期間の利用割合について利用者に説明し署名を得ていただくことで問題ありません</p>	<p>【老企第22号】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）</p>
8	<p>①勤務表の様式は事業所独自のものでも問題は無いでしょうか。</p> <p>②研修計画についてどのような様式であればよろしいでしょうか。</p> <p>③業務継続に向けた取り組みの強化のところの、感染症や災害の業務継続計画の策定は、1つの計画に感染症と災害時の対応等をのせてよろしいでしょうか。</p> <p>④上記の項目で研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施について、どのようなものが想定されますか、どのくらいの頻度が必要でしょうか。</p>	<p>①【老企第22号】第2の3の（13）にあるとおり、介護支援専門員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確に記載されていれば、事業所独自の様式でも差し支えありません。また、事業所独自の勤務表とは別に「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成、管理していただいても問題ありません。（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は区HP上部のGoogle検索「居宅介護支援事業者」で検索→「居宅介護支援事業者【指定申請・変更等様式一覧】」よりダウンロードできます。）</p> <p>②様式は定めていませんが、従来より定められていた研修の機会の確保に加え、令和3年度介護報酬改定により各事項における研修の実施が義務づけられたため、事業所運営に支障をきたさないよう、研修計画には、実施日時、場所、内容、参加者等を明確にし、計画的な研修の実施に努めてください。</p> <p>③【老企第22号】第2の3の（14）にあるとおり、感染症または災害に係る業務継続計画について、基準で定められた項目が記載されていれば、双方を一体化した計画でも問題ありません。</p> <p>④研修及び訓練（シミュレーション）の実施について、以下のご対応をお願いいたします。 （研修） ・研修内容は、業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ・定期的（年1回以上）に開催する。 ・新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・研修の内容について記録する。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>（訓練（シミュレーション）） ・業務継続計画に基づき、事業所の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施する。 ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）と一体的に実施することも差し支えない。</p>	<p>【老企第22号】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）</p>

## 令和3年度 介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
9	<p>①集中率について 年2度作成し毎回担当利用者に交付する必要がありますか？ 新規の契約者のみの交付で良いのでしょうか？</p> <p>②逓減制について もし事務職員を配置し逓減制を導入した場合、介護保険課に申請するなどにか特別な対応が必要でしょうか？</p> <p>③お願い 今回各々の事業所が集団指導に関して質問をされると思います。 その中で質問の多かった内容や特に重要とされるものなどありましたら 一覧で確認ができるようにして頂けると助かります。</p>	<p>①【老企第22号】第2の3の(2)にあるとおり、指定居宅介護支援の提供の開始時（契約時）に、直近の前期または後期の期間の利用割合について利用者に説明し署名を得ていただくことで問題ありません。 なお、令和3年4月1日以前に契約を結んだ利用者については、居宅サービス計画の見直し時に、当該説明手続きを行うこととされていることにご留意ください。</p> <p>②居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」および関係書類を台東区介護保険課事業者担当へ届出願います。（「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」および関係書類は区HP上部のGoogle検索「居宅介護支援事業者」で検索→「居宅介護支援事業者【指定申請・変更等様式一覧】」よりダウンロードできます。）</p> <p>③事業所からいただいたご質問について、回答を一覧にまとめて送付します。</p>	<p>【老企第22号】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）</p>
10	<p>①整備が必要な書類について、集団実地指導を利用して台東区でフォーマットを作って、開示してもらいたいです。（勤務表や特定集中減算の判定書類等）</p> <p>②サービス事業所からの計画書は、多くのところは提出してくれますが、提出をしてくれない事業所に対して、提出をしてもらうまで言い続けることはできません。 また、サービス計画書や、担当者会議に替わる照会についても、記載内容が微妙なことも多くあります。介護支援専門員については、更新研修等を含め学ぶ機会が多いですが、他の職種については、区役所が研修を行う等、学ぶ機会を作ってもらいたいです。</p>	<p>①「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」をご利用ください。（区HP上部のGoogle検索「居宅介護支援事業者」で検索→「居宅介護支援事業者【指定申請・変更等様式一覧】」よりダウンロードできます。）</p> <p>②事業所運営に関する研修等の開催については、事業所の運営支援を担当する、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。ご要望があったということに関しては、上記担当にお伝えいたします。</p>	
11	<p>①居宅介護支援の集団指導研修について、「質の高いケアマネジメントの推進②」で、提供割合について「指定居宅介護支援の開始時に文書の交付に加え、利用者に説明し署名を得ること」とありますが、署名は必須で捺印は必須ではないということでしょうか。</p> <p>②また、利用者本人の署名が難しい場合については、本人の署名欄にあわせ「代理人」署名欄を設ければよいでしょうか。</p>	<p>①署名を得ることができれば捺印は必要ありません。ただし、記名（署名以外で本人の名前を残すこと）では、法的な効力はありませんので、その場合は押印が必要になります。</p> <p>②利用者本人の署名が難しい場合は、重要事項説明書及び居宅サービス計画書と同様の方法で同意を得ていただくことで差し支えありません。</p>	
12	<p>p5・前6カ月のサービス事業所の割合の説明、交付はサービス開始月のみ大丈夫でしょうか？</p>	<p>【老企第22号】第2の3の(2)にあるとおり、指定居宅介護支援の提供の開始時（契約時）に、直近の前期または後期の期間の利用割合について利用者に説明し署名を得ていただくことで問題ありません。 なお、令和3年4月1日以前に契約を結んだ利用者については、居宅サービス計画の見直し時に、当該説明手続きを行うこととされていることにご留意ください。</p>	<p>【老企第22号】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）</p>
13	<p>・ケアプランにおける各サービスの利用割合について 割合表を作成し、重要事項説明書に追加し、説明及び署名を得ていますが、割合表に新たに署名・押印欄を設ける必要があるのかお聞きたいです。</p>	<p>【令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（Vol.3）】問111に「重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。」とあります。貴事業所で実施されている、割合表を作成し、重要事項説明書に追加し、説明及び署名を得る方法で問題ありません。</p>	<p>【令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（Vol.3）】 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について（令和3年3月26日老健局老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課事務連絡 介護保険最新情報VOL.952）</p>

## 令和3年度 介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
14	<p>・感染症に係る業務継続計画の策定について</p> <p>① 事業所における計画を事業所で策定して保管しておくことでよいのか。</p> <p>② すべての事項について策定できない。その場合には、事業所でできる範囲での策定でよいのか。</p> <p>③ 研修及び訓練について、研修は年1回か、2回か について事業所で決めて良いのか、それとも回数について指示があるのか。</p>	<p>①【居宅介護支援等基準条例】第22条の2にあるとおり、指定居宅介護支援事業者は、事業所における業務継続計画を策定するとともに、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うようお願いいたします。</p> <p>②【老企第22号】第2の3の(14)②にあるとおり、業務継続計画には、基準で定められた項目等を記載することとされています。厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」に業務継続計画のひな形も掲載されていますのでご活用ください。 なお、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照するも、事業所運営上の事由により業務継続計画への記載が困難な項目がある場合は、事業所の運営支援を担当する、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。</p> <p>③【老企第22号】第2の3の(14)③及び④にあるとおり、研修及び訓練（シミュレーション）は年1回以上実施することとされていますので、指定居宅介護支援事業者が策定した業務継続計画に従い、年1回以上実施していただければ問題ありません。</p> <p>※①～③について、令和6年3月31日までの間は努力義務となります。</p>	<p>【居宅介護支援等基準条例】 東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日台東区条例第2号）」</p> <p>【老企第22号】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）</p>
15	<p>今回対策の強化として委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等が求められていますが、居宅として毎週行っている研修中の時間で行っていいのでしょうか？ 改めてその時間は、確保しないといけいのでしょうか？</p>	<p>従来より定められていた研修の機会の確保に加え、令和3年度介護報酬改定により、業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止の各事項における研修の実施が義務づけられましたが、これらの研修の実施に支障をきたさない範囲であれば、研修を実施していた時間帯を割り当て、開催・実施することは差し支えありません。ただし、研修の記録とは別に、委員会の開催及び訓練（シミュレーション）を実施したことが分かるよう、日時、場所、内容、参加者等をそれぞれ記録するようお願いいたします。（令和6年3月31日までの間は努力義務となります。）</p>	
16	<p>2.（4）⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進について、概要</p> <p>○退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院。退所加算や施設系サービスの退所時に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】とあるが、</p> <p>①算定には福祉用具の業者カリハビリ専門職が参加しなくてはならないということか？</p> <p>②作業療法士等となっているが、理学療法士ではなく、あえて作業療法士等となっているところには何か意図があるのか？</p>	<p>①【老企第36号】第3の14にあるとおり、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、カンファレンスに参加することとされています。 カンファレンスが開催される前の情報収集により福祉用具の貸与が見込まれる場合には、当該カンファレンスに福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加することが望ましいですが、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加できないやむを得ない理由がある場合は、参加できないやむを得ない理由を居宅サービス計画等に記録してください。</p> <p>②厚生労働省に確認したところ、【老企第36号】第3の14の退院・退所加算における「作業療法士等」については、福祉用具の貸与が見込まれる（利用者の日常生活における生活機能の維持又は向上について支援を必要とする）場合に参加するという主旨を踏まえ、「作業療法士等」と表記しているとのこと。なお、作業療法士以外の職種については明確に定めていませんので、退院・退所後の利用者が自立した日常生活が営めるよう、利用者の心身の状況に応じた支援が可能な参加者を適切に設定してください。</p>	<p>【老企第36号】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）</p> <p>【法施行令】 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</p>